

平成31年第2回京丹波町議会臨時会

平成31年 4月24日(水)

開 会 午前9時00分

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第45号 平成31年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

1番 岩 田 恵 一 君

2番 野 口 正 利 君

3番 坂 本 美智代 君

4番 東 まさ子 君

5番 村 山 良 夫 君

6番 谷 山 眞智子 君

7番 西 山 芳 明 君

8番 隅 山 卓 夫 君

9番 森 田 幸 子 君

10番 山 田 均 君

11番 山 下 靖 夫 君

- 1 2 番 谷 口 勝 已 君
- 1 3 番 北 尾 潤 君
- 1 4 番 梅 原 好 範 君
- 1 5 番 鈴 木 利 明 君
- 1 6 番 篠 塚 信 太 郎 君

4 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9名）

- 町 長 太 田 昇 君
- 副 町 長 谷 俊 明 君
- 参 事 中 尾 達 也 君
- 参 事 山 田 洋 之 君
- 企 画 財 政 課 長 松 山 征 義 君
- 総 務 課 長 長 澤 誠 君
- 税 務 課 長 豊 嶋 浩 史 君
- 住 民 課 長 久 木 寿 一 君
- 農 林 振 興 課 長 山 森 英 二 君

5 出席事務局職員（2名）

- 議 会 事 務 局 長 藤 田 正 則
- 書 記 山 口 知 哉

開議 午前9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成31年第2回京丹波町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番議員・隅山卓夫君、9番議員・森田幸子君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号ほか2件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

4月19日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

また、議会広報常任委員会を開催され、議会だより第61号を発行いただきました。

本日、本会議終了後に、全員協議会が開催されます。委員の皆様にはご苦労様ですが、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第6、議案第45号 平成31年度 京丹波町新庁舎整備事業木材調達契約》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6、議案第45号 平成31年度 京丹波町新庁舎整備事業木材調達契約を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 本日ここに、平成31年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入など、地方税法において改正された内容に基づき必要な整理を行うものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会に承認をお願いしております。

国民健康保険税の賦課区分のうち、医療給付費分に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものであります。

また、低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

議案第45号 平成31年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約につきましては、新庁舎の整備にあたり、必要となります木材の調達に期間を要することから、先行して調達するもので、製材業者としてのノウハウを持つ町内の3業者で構成された京丹波町木材供給共同企業体と随意契約を締結するものであります。新庁舎整備事業を契機に、町内産木材の活用モデルとして、生産者等の森づくり意欲の拡大や森林林業分野の担い手の育成と技術継承を高めることを目的としております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 承認第1号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、施行期日を平成31年4月1日及び平成31年6月1日とする必要のある内容についてのみ措置させていただいたものでございます。

まず、地方税法改正の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、公布された改正地方税法は、平成31年度税制改正大綱を受け、個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入をはじめ、軽自動車税や固定資産税などにおいての特例措置等の見直しなど、現下の社会情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものとし、地方創生を推進する等の観点から、税制上必要な措置を講じられたところであります。

今回の町税条例の改正案につきましては、これらの地方税法において改正された内容に基づき、必要な整理をお願いするものであります。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。最初に、新旧対照表1ページ第1条関係からご覧ください。

まず1ページ、第34条の7（寄附金税額控除）につきましては、これまで、どの地方団体に「ふるさと納税」をしても特例的な税額控除が受けられましたが、法改正により、総務大臣が地方財政審議会の意見を聴き、一定の基準に適合する地方団体を指定して、この指定された地方団体に「ふるさと納税」をすると、「特例控除対象寄附金」として税額控除が受けられることとなりました。適用条項につきましての所要の整理を行うものでございます。

次に2ページから3ページです。附則第7条の3の2につきましては、法改正に伴い、個人住民税における住宅ローン控除の適用期間を2年間の延長し、併せて、住宅ローン控除の適用要件として、納税通知書の送達までに確定申告書等の提出されたもののみとされてきたものを、送達後に所得税の修正申告書等が提出された場合においても、住宅ローン減税の適用ができるようになるというよう要件の緩和を行うため、適用条項について所要の整理を行うものであります。

次に3ページから5ページであります。附則第7条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）、附則第9条（個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）及び附則

第9条の2につきましても、1ページ目でご説明させていただきました「特例控除対象寄附金」における法改正に伴いまして、適用条項及び文中表現等について整理を行うものであります。

次に5ページから6ページです。附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）につきましても、固定資産税の償却資産に対する課税標準の特例の見直しに関するもので、今回の法改正に伴い、法条項のズレに伴う文言整理を行うものであります。

次に7ページから10ページであります。法附則第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告）につきましても、固定資産税の課税標準の特例措置を定めるものにつきましても、法改正及び政省令改正等に伴い同様に、条項ズレが生じたことから、各項について、適用条項の整理を行うものであります。

次に10ページから14ページ、附則第16条（軽自動車税の税率の特例）、附則第16条の2（軽自動車税の賦課徴収の特例）につきましても、グリーン化を進める観点から、平成28年度から適用された重課税率について、平成31年度課税分は、平成18年3月31日までに初回登録され14年を経過したものについて適用することを明記したほか、平成29年度課税分に適用された軽課税率の特例の削除など、法改正及び政省令改正等に伴い、各条項において必要な適用条項の整理を行うものであります。

次に15ページから16ページです。第2条関係でございます。法律改正に合わせて既に議決をいただきました、平成29年条例第7号の規定中、平成31年3月1日施行分となります一部について、今回の地方税法等の一部の改正する法律の公布により、先ほど説明させていただきました第1条関係の「附則第16条」の改正に伴いまして「同条第1項」における、適用条項にズレ及び条文中の文言等につきましても、所要の整理を行うものであります。

最後に17ページから20ページ、第3条関係をご覧ください。これも、法律改正に合わせて既に議決いただきました、平成30年条例第24号の規定中、平成32年4月1日施行分となります一部について、今回の地方税法等の一部を改正する法律の公布によりまして、電子申告が困難となる事由がある場合は、書面による申告を可能とされる見直しが行なわれたことに伴いまして、適用条項にズレ及び条文中の文言等について、所要の整理を行うものであります。

なお、今回の専決以外の地方税法改正に係る町税条例の改正につきましても、以後の定例会におきまして、ご提案させていただく予定であります。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の「専決処分の承認を求めることについて」の補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布、平成31年4月1日から施行されたことに伴いまして、専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、先ほど町長の説明にもありましたように、保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準の見直しをそれぞれ行うものでございます。

具体的には、新旧対照表により説明申し上げますので、2枚めくっていただいた、横長の表をご覧ください。

まず、第2条第2項です。ここでは医療給付費の課税基礎額を、世帯主等につき算定した所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計額とすることを規定しておりますが、ただし書きで、その限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げるものでございます。

なお、この限度額引き上げに伴い、限度額超過世帯、限度額を超える世帯につきましては、26から23世帯になり、保険税の増額分は、当初予算の算定時点の段階で、約68万円を見込んでおります。

次に、第23条第1項につきましては、保険税の減額に際しての限度額の規定でございますが、第2条第2項ただし書きの改正に関連するものでございます。

また、両カッコ2、第2号におきましては、5割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者数等に乗じる金額を「27万5,000円」から「28万円」に引き上げるもの、両カッコ3、第3号につきましては、2割軽減の判定所得の算定におきましては、被保険者数等に乗じる金額「50万円」から「51万円」に引き上げるものでございます。

なお、この改正による本町の被保険者への影響といたしましては、当初予算の算定時点ではありますが、5割軽減世帯が8世帯、16人の増、軽減額は約37万円、2割軽減世帯が3世帯、3人の増加、軽減額約3万5,000円を見込んでおります。

以上で、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についての、補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第45号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約につきまして補足説明を申し上げます。

今回の木材調達契約につきましては、新庁舎の整備にあたりまして、新庁舎の構造を木造と鉄筋コンクリート造の複合構造として計画しております。このうち、木材の調達には、原木の切出しから伐採、仕入れ、加工など複数の工程があり、期間を要することから木材調達を先行して行うものでございます。また、新庁舎整備事業を契機として、町内産木材の活用モデルとして、生産者等の森づくり意欲の拡大でありますとか森林林業分野の担い手の育成と技術の継承を高めることを目的としておるところでございます。

これには、伐採期を迎えた本町の豊富な森林資源の有効活用、及び山が荒廃しないような循環型の持続的な環境を維持する観点からもその担い手の育成と技術の継承が大きな課題でありまして、本町にとって重要な施策であると考えております。

今後におきましても、ノウハウの蓄積によるコスト縮減等によって自立した事業とすることを目指しております。

これらのことから、新庁舎整備事業における大規模な木材調達を製材業者としてのノウハウを持つ町内の3業者で構成された共同企業体への発注によってノウハウが蓄積されることの意義は大きいものと考えております。

次に、議案書をめくっていただきまして資料1といたしまして、契約概要及び契約相手方の構成員等を掲載しております。調達いたします材は、次のページの資料2の予定価格設計書に基づきまして記載させていただいており、京丹波町産木材として、構造用製材のスギ、ヒノキで、JAS規格の強度規格E70等級以上、平均含水率20%以上、甲Ⅱ及び甲種三級で構造用製材として、各サイズ合計5,754本と、集成材用としてスギ、ヒノキで、453本としております。

また、資料2の予定価格設計書において、使用部位及び樹種、立米単価、1本当たりの単価を基に設計金額を算出しております。なお、備考欄に記載しております「H30調達半製品」とあるのは、平成30年度調達半製品のことでございますが、これは、昨年10月の臨時会でお世話になりました木材調達分でございます。今回製品とする最終的な木材仕上げも含んでおるところでございます。

資料3A3サイズの図面では、細かい図面で大変申しわけございませんが、1枚目が、2階部分の伏図であり、いわゆる建築物の平面図でございます。2枚目が、屋根の伏図、3枚目、右側が執務室の腰屋根、屋根の上にまた小さい屋根がつく腰屋根、と左側が議場の屋根伏図であります。4枚目が断面図となっております。なお、5枚目、6枚目につきましては、伏図にあります各符号の断面リストとなっております。

例えば、図面1枚目にお戻りいただきまして、右側です。執務室2階の伏図でございます

が、細かい字で申しわけございません。主に使用されている符号G 2 4という記号があると思うのですが、それにつきましては、1 2センチかける2 4センチ角のスギの製材であります。

また、左側の議場等が入る棟の伏図であれば、符号2 - G 2 4 aという記号があるかと思えます。それにつきましては、縦2 4センチ横1 0 . 5センチのスギの製材を2つ合わせた梁で、G 2 7であれば、縦2 7センチ横1 2センチのスギ製材の梁ということになります。

また、小さく黒く塗られた四角の符号C 2 4というのがあると思うんですが、サイズは、縦2 4センチ横1 2センチの製材を2つ合わせた組柱となります。

図面4枚目の断面図でございます。左下にY 7通り軸組図とあるかと思うんですが、ちょうどその防災会議室となる部分でございます。1階と2階の天井部分には鉄骨のH鋼を使用する設計となっております。ちょうどアルファベットのIの文字のように描かれている部分がそれでございます。

それでは、議案表紙に戻っていただき、議案を読み上げまして説明とさせていただきます。

議案第4 5号 平成3 1年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について

平成3 1年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について、下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法（昭和2 2年法律第6 7号）第9 6条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例（平成1 7年条例第4 7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約名 平成3 1年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約
- 2 契約金額 1億1, 3 6 7万0, 0 0 0円
- 3 契約の相手方 京都府船井郡京丹波町升谷川岸9番地 京丹波木材供給共同企業体  
代表者 丸和木材 代表者 野口 太志
- 4 契約の方法 地方自治法施行令（昭和2 2年政令第1 6号）第1 6 7条の2第1項第2号の規定による随意契約
- 5 納入場所 京都府船井郡京丹波町内
- 6 契約期間 議会の議決を得た日から平成3 2年3月3 1日まで  
平成3 1年4月2 4日提出

京丹波町長 太田 昇

以上、京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約につきまして、補足説明とさせていただきます

ました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、承認第1号 「専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 提案となっております承認第1号について、伺っておきたいと思うのですが。さきほど提案理由の説明で内容についての説明をいただいたわけですが、大きく言わせて、ふるさと納税の関係と住宅ローン減税の関係が中心だと思うのですが、ふるさと納税については、本町も取り組んでおるわけですが、今、いろいろ報道されておるのを見ておりますと、結局、返礼品という物が非常に大きなウェイトを占めてですね、競争となっておりますそういう状況の中で、それを一定規制しようということだと思うのですが、本来のふるさと納税の考え方というのはどういうものであったのか、改めて伺っておきたいと思えます。そういう趣旨からしてですね、本当に今のあり方でいいのかどうかということも問われてくるのだと思うのですが、その点についての見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 先ほどの山田議員のご質問ですけれども、ふるさと納税につきまして、当初の趣旨といたしましては、ふるさとや地方団体のさまざまな取組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度の税制改正によって創設されたものでございまして、その趣旨に基づきまして、当町のほうもこの取組みを進めておるといような形でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 全国的にいろいろ課題や問題も出てきておると思うのですが、特に泉佐野市のように年間の予算額に匹敵するような額が集まるということもあるわけですが、結局それは返礼品が非常に魅力があると言いますか、そこに集中するということも起こってきておるわけですが、結局、インターネットでショッピングするようになるという形にすらなってきたということで、本来あるべき姿にしっかり立ち戻るということが今大事じゃないかと思うのですが、やはり、本来の趣旨というのは、もっと大事にされんと。結局、そういうものがしっかり出発時からなかったということも大きな要因であろうかと思うのですが。結局そこは一番原因としては何かと、地方の財源を確保しようというひとつの形で出されてきた面もあるわけですが、本来なら地

方交付税がしっかり保障されて、地方自治体がしっかりそれに基づく行政運営をやれるというのが本来の形だと思うんですけども。そういう課題の中で、今回、説明でもありましたように、総務省が認めなければ、その対象団体にならないということになってきておるわけでございますけども、そこらへんのことはしっかりもっとさせていかなければならないかと思うんですけども、そのへんについてですね、本町の考え方とこういう規制がされてきておる課題の中で、ふるさと納税そのものをどうみるかということになってくると思うので、そのへんについてどうあるべきかと考えがあれば伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 趣旨といたしましては、先ほど税務課長が述べたとおりでございます。本町におきましても一定、ふるさと納税をお世話になっておるところでございますが、返礼品を目的にですね、そういった趣旨でふるさと納税をいただくという形になりがちなところがございます。そういった部分を、国の方も是正する意味でですね、先ほど説明さしていただいたような制限を設けつつ、本来の趣旨を全うするというような形を求めているところがございます。本町におきましてもやはり郷土愛の精神でですね、ふるさと納税をしていただきながらですね、ひいては町財政に少しでも大事に使わせていただくというようなことが大切でございます。そういった意味でも、寄付をいただく方々もそういう目的でお世話になっていると思っているところがございます。しかしながら、全国的に見ますとやはり返礼品が先走っていくところもございますので、今回の法改正に因りまして、そういったところを是正しながら、本来の議員がおっしゃるような趣旨に基づいて、一旦、元に帰ってですね、一回改めて、またこの制度を活用していただくというような趣旨もありまして、こういった改正がなされたものと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 課長が言われたように郷土愛とか災害の支援とか言う意味で、寄付と言うのが効果というのは認めるものでありますけども、税は住民サービスの対価でもありますので、たくさん入ってくる場所がある一方で、反対に町民税ですか、税金が赤字になるところも全国的には出ているということで、赤字に対しては、また国の方が地方交付税で措置しているのかということがあるのかもわかりませんが、やはり本来の税のあり方を今の現実のそういう制度は、ゆがめているのではないかなというふうに思うのですが、見解をお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） ふるさと納税に関しましてのことでよろしいですかね。住民税に反映するという形の分につきましては、ふるさと納税につきましては、納税と言いましても寄附金というカテゴリーの方になっておりまして、それをさせていただくことによって、住民税の控除額の方に、税控除の方に反映するという形になりまして、住民税の軽減にもなっているということになります。税収分に関しての減額につきましても、確かに東議員がおっしゃられました交付税の方で補填されるというようなところで、基準財政需要額から基準財政収入額、減った分ですけどもそのへんで調整されているというふうにご理解いただければありがたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） もうひとつの方の専決、住宅ローン控除のことなんですけど、資料1の方で、議運でも説明は少しお聞きしたんですけれど、対象となるのが新築とリフォームということをお聞きしたんですけれど、新築でも引渡しされた期間、期間というのですかね、消費税ということもお聞きしたんで、いつからの引渡しの期間になるのか、いつからいつまでとかいうのがわかれば、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 住宅ローンの件につきまして、引渡しの件につきましては、この税の改正につきまして、消費税10%になる今年の10月1日から平成32年12月31日の間に入居された方におきまして、延長分が措置されるという形になっております。以上です。

（「いつまで」と呼ぶ者あり）

○税務課長（豊嶋浩史君） すみません。平成32年12月31日まで。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の内容の中心は、ふるさと納税の見直しに伴うものと住宅ローンの拡充に伴う措置ということになっております。一つ目のふるさと納税制度の見直しによる専決処分でありませんが、さきほどもありましたようにふるさと納税制度は、出身地や応援したい自治体に寄

附し、寄附した人は住んでいる自治体の住民税と国の所得税の控除が受けられる仕組みであります。2008年から始まり、2015年度からは寄附先が5自治体までなら確定申告がいらぬワンストップ特例が導入もされました。寄附金の使い道や返礼品については、法令に規定がなく、自治体の判断に任されてきました。そのため、泉佐野市のように市の年間予算に匹敵するふるさと納税が集まるなど、現在の過熱した返礼品競争を規制しようとするものでありますが、そもそも総務省は、ふるさと納税の意義の第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択することでその使われ方を考えるきっかけとなることから、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分のこととしてとらまえる貴重な機会となるとしておるわけであります。全国の自治体の中には、現在の寄附金争奪合戦は、寄附先自治体の施策などに関係のないインターネットショッピングのような状態となっており、返礼品の魅力やお値打ち感で寄附先を決定するなど本来の趣旨とかけ離れた税制度をゆがめるものとなっているとして、寄附によって地域を応援してもらう制度の原点に立ち返る自治体も生まれています。ふるさと納税制度は、出身地や応援したい自治体に寄附するとした本来の趣旨に立ち返るべくことを指摘して反対するものであります。日本共産党は、ふるさと納税について、郷里への応援、被災地支援などその効果は認めています。しかし、本来の趣旨が生かされるよう改善の必要性も指摘しておりますが、問題の本質は、慢性的な地方財源不足解消のために、地方交付税の抜本的拡充が必要であることを求めているわけでございます。2つ目の住宅ローン拡充に伴う措置については、10月から予定をされている消費税10%増税への対策として、打ち出されているものでありますが、3年間の期限付きで、増税による影響を少しでも和らげようとするものですが、小手先の対策を打ち出すのであれば、きっぱりと消費税10%増税を中止することが必要であることを指摘して反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 第2条第2項の限度額超過世帯につきましては、26世帯から23世帯になり、68万円の保険税の増額ということでありました。実際は、所得割について、所得割総額ですか。所得割と資産割とありますね、応能割については。その所得割って言うのは、所得割総額って言うものに対して、課税総所得額で割ったら、保険税率が出てくると思いますが、限度額を超えている世帯については、その分を課税限度額から、課税限度額総額から引いて割るので、保険税が言えば高くなっていくということでありました。税率というか、課税限度額を設けなくて、課税総額をみなで割ったら、税率って言うのはどのくらいになるのか、計算はされたことはありますか。ずっと累進的に限度額を設けない保険税の掛け方をすると税率というものは、もっともっと所得割率は減っていくのではないかなというふうに思いますが、計算もされていると思いますが、どのようになっているかお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今回は、医療給付費の課税基礎額について、限度額を引き上げるというものでございまして、これにつきましては、所得割、資産割、均等割、平等額割のそれぞれの額の合計額を定めるものでございまして、均等割だけについて算出するものではございません。最後の方におっしゃいました上限を超える額について、計算をされているのかということなんですけども、今回については計算ができておりません。以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、提案されております、承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対討論を行います。

国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で構成され、それぞれ全世帯が負

担する平等割、国民健康保険の加入者、被保険者の人数に応じて負担する均等割、前年中の所得に応じた所得割、固定資産税に応じた資産割の合計で計算され、平成31年度の京丹波町の国保税率は据え置きとなりました。今回、承認を求めている国保税条例の改正は、一つは、中間所得者に対する軽減措置として応益分保険税の均等割、平等割の軽減制度のうち、5割軽減と2割軽減について、軽減判定所得の基準額が見直され、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大するものであります。国保は年齢層が高く、医療水準が高く、所得水準が低く、保険税の負担が重いという構造的な問題点があり、日本共産党議員団は、この間一環して、国保税の引き下げを求めてきたところであり、この点では、昨年に引続き、5割軽減と2割軽減の対象世帯を拡大することについては、国保加入者の負担軽減に繋がるものであり、賛成するものであります。しかしながら、今回の制度改正のもう一つに、課税限度額の引き上げがあります。それは国保税のうち、医療分の課税限度額を58万円から61万円に3万円引き上げるというものであります。この医療分61万円と後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円を合わせると96万円になります。課税限度額について、所得に見合う負担は当然であり、低所得者の負担軽減に繋がることは大事だと思いますが、この11年間で28万円の引き上げであります。政府は医療費が増加し、被保険者の所得が伸びない状況において、必要な保険税収入を確保するための方法としているのかもしれませんが、限度額が引き上げられる世帯の全てが高所得世帯ではなく、他世帯などでは重い国保税となっている現実があると考えられます。加入者同士の財源による割合を変えることによって中間所得の人たちの保険税を軽減するというだけでは、抜本的な対策にはなりません。全国知事会も1兆円の公費投入を国に求め、協会けんぽ並みの保険税にすることを求めているところであり、保険税に事業主負担もない国保は、適切な国庫負担なしには、成り立ちません。平成30年度から京都府が国保財政に責任を持つことになりましたが、所得に対する保険税負担が本町の保険税負担が重い現状は変わってはおられません。住民生活の実態を把握し、国保加入者の負担軽減に京都府も町も努力すべきことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、議案45号 平成31年度京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約についての質疑を行います。

村山君。

○5番（村山良夫君） 質疑をさせていただくまでに申し上げておきたいのですが、過日行われました議会運営委員会で、出来るだけ審議を有効にかつ意味のあるものにするために、資料の請求を9項目していたのですけれども、残念ながら、今日の朝にいただいたのは、この1枚の資料のみです。これであれば、議会運営委員会をする意味がないというように思うのですが、そのへんのことについて、理事者側の見解をまずお聞きしておきたいと思います。そんな結果でありますので、今回の質疑したいことは非常にたくさんありまして、13項目あります。主たる分は、1つ目は、林業振興に本当にこのことが役に立つのかどうか。2つめは、随意契約であり、その価格等の妥当性をどういう具合にしているのかどうか。3つめは、新庁舎建設については、こういう契約を事前に図面にあった材料を作っていくということは、もうすでに原案があって、それがありきなのではないか。それはちょっとおかしいと思いますので、その辺について、これから具体的に質問をしたいと思います。1点目は、今回契約の原木ですけれども、本数を計算しますと6,207本になりますが、この伐採質材費用は、どれくらい掛かっているのかどうかということとその金額は何をもって妥当だと計算したのかどうか。これは1つ目です。それから、2つ目は、この6,207本は共同企業体に一旦、売却したと思うんです。その売却金額がいくらなのかということとその金額の妥当性は何をもってしたのかということ。3つ目は、この差額ですね。原木の育林費用っていうのですか、苗木代、植材費、下刈費、枝打ち費、間伐等、これを加算するとここまでの原木の伐採質材費用と伐採価格の差額にプラス育林費用を足すと結果的に町民は、どんだけの損失をこのことで起きたのかどうかということをお聞きしたい。この金額はかなり多額になると思うのですが、本来の林業振興を図るのは、こういう使い方じゃなしに、直接、林業家の振興になるように使う施策が他にあったのではないか、そのことは検討したのかどうかをお聞きしたいと思います。それから4点目は、今回の契約金額の妥当性を何をもって検討したのかどうかをお聞きしたいと思います。5点目は、今回契約の用材ですけれども、新庁舎建設用材として加工されたものかどうかをお聞きしたい。というのは、特殊な用材であって、

一般的には市場性のない製品なのかどうかをお聞きしたいと思います。6点目に、共同企業体は、J A S、J I Sの認定工場かどうか、その認定工場を示す資料があるのかどうかをお聞きしたいと思います。まして、新庁舎建設契約に先ほど説明はありましたけども、こういう規格を認定工場でされた品物でないものを新庁舎建設に使うということは、許されることでないと思うんですが、その辺のお考えを聞きたい。7点目に、強度を必要とする柱と梁等の用材は、今申しあげましたJ A Sないし、J I Sの規格に適合した加工方法かどうか。8点目に木材で広範囲の空間を作るためには、特殊な工法が必要だと思うのですが、どのような工法を活用するのかどうか、また、その次にこの工法で施工された工事事例はあるのかどうか。で、この工法で施工された公共施設で最も古いもので、施工後何年経っているのかどうか。9点目に、町民の意見を聴くということで、ワークショップが実施されています。この5月10日に最終のワークショップが計画されまして、私もその一員ですので、参加をするようにと案内をいただきました。ここで実施設計案を検討するということになっていますが、今、この契約の中にある用材というのは、実施設計案を検討するまでにですね、そういう特別な用材を作るというのは、先ほど申しあげましたように、もう既に新庁舎建設の原案はありきで、具体的に全部出して、こういう計画だということをせずにですね、順番に実施をしていくというようにしか理解はできないと思います。もしもそうでなかったら、ワークショップでの町民の意見なりを設計に反映さすということは、出来なくなりますので、そのワークショップの意味そのものがないことになるんじゃないかと思うのですが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。それから、実施契約案が既に出来ていると思うのですが、出来ておれば、29億5,000万円の具体的なものが把握できているはずですし、当初から町長も申しあげられているとおり、身の丈にあった事業に縮減するというにおっしゃっているのですが、具体的にどのくらい縮減ができるのかどうか。そのことによって、財政的に非常に問題があるんですけども、その点がどのように改善されるのかどうか、検討したのかどうかお聞きをしたいと思います。それから最後になりますが、新庁舎建設の総費用には、10月に実行される消費税の増税額分というのがかなり影響すると思います。例えば、30億円ということしますと、2%ですと6,000万円増えるわけですけども、その金額はその建設総費用の中に計算済みなのかどうかをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長

○町長（太田 昇君） まず、議会運営委員会の関係でご質問いただきましたので、その点について、ご質問いただいて、口頭で回答させていただくということで資料として取り纏めはしていないところでありまして、今からまた説明をさせていただきたいと思います。それか

ら全体的な問題として、その林業の振興に繋がるかということでもありますけども、何も活用しないのであれば、それは林業の振興に繋がりませんが、それは庁舎として、町内産の林材を使って、庁舎を建てるわけですから、林業振興には当然繋がるという風に考えておるところでありますし、また全体の設計の中で、29億円をいかに身の丈のあったものに削減されるかというご質問もありましたけども、これはそもそもがですね、35億2,000万円の計画であったものを29億円に変更したものでありますので、そこからのスタートでありますので、そういう意味では、そもそもの計画を縮小して、金額もカットをしまいたというようなところがあります。その点についてはご理解をいただきたいという風に考えておるところでございます。詳細については、担当の方から回答させていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 答弁の前にですが、先ほど補足説明の中でですね、JAS規格の基準で含水率20%以上と申したと思うんですが、20%以下ということで、大変申し訳ございません。お詫びして訂正を申し上げます。

それではですね、先ほど町長の方からも口頭ということもありましたので、順次、答弁させていただきますと思います。

まずは、町有林伐採の立木の量ということでございます。平成30年度でございますが、安栖里地内におきましては、2,590立米の原木の伐採・搬出を行ったところでございます。また、平成31年度は、安栖里2ヘクタール、西河内8ヘクタールの出伐を予定しております。その内、安栖里は660立米、1ヘクタールあたりでございます。西河内は、1ヘクタールあたり504立米の蓄積量を見込んでおるといようなところがございます。また、町有林の伐採・搬出した業者なり量、金額の点でございますが、伐採・搬出・売り払い共にですね、京丹波町森林組合が実施しているところがございます。伐採量は、2,590立米、伐採金額は、1,938万4,504円ということでございます。運搬・売り払い代金といたしましては、910万2,414円という金額を算出しております。伐採した原木の売り払い先なりその量、金額ということでございます。多数ありますが、林ベニヤ産業、これは舞鶴の工場でございます。こちらにつきましては、1,205立米あまりでございます。額にして、1,420万円あまりでございます。八木木材の市場でございますが、96立米あまりでございます。額にして970万円あまりでございます。日新製材所、これは和知工場でございますが、77立米あまりでございます。金額としては、108万円あまりでございます。京丹波町木材共同企業体でございますが、610立米あまりでございます。額にして1,020万円あまりでございます。丸信木材が、185立米あまりでございまし

て、額にして、約104万円でございます。北桑木材センターでございますが、約230立米で、金額といたしましては約240万円、京都木材加工センターでございます。約125立米でございます、金額は約113万円。京丹波森林組合が、約7立米で、約11万7,000円。この他のバイオマス用のチップといたしまして、約43立米を天然乾燥させておりました、今後は販売する予定となっております。

今回調達する製品価格の単価根拠でございます。予定価格の算出の根拠となる製品単価でございますが、府内業者3社から見積を徴しまして、その最低価格を採用させていただいているところでございます。見積資料でございますが、各業者のノウハウが含まれておるといふことでございまして、公表はしていないわけでございますが、京都府木材組合連合会が、ホームページで京都府産材価格を公表しております。公表価格によりまして、採用価格が低いことを確認しているところでございます。

JAS認定工場の認定証に関するご質問でございます。町内にはJAS認定工場は、現在ない状況でございます。これまで京都府内には、認定を受けている工場がほとんどなかったわけでございます。しかしながら、昨年度末から今年度に掛けまして、認定を取得されました工場や取得中の工場がございます。町の近隣で申しますと、南丹市、離れますが宇治市の工場を取得されておるところでございまして、また5月ごろに取得予定とされている工場も城陽市のほうであるという情報を確認しているところでございます。認定証というのが、それぞれお持ちかと思うんですが、JAS認定は1本ごとに行うものでありまして、認定を受けた製材でありますとか集成材は、シールなり刻印が1本1本に施されます。納品時に施されたものが、JAS規格であるかどうかということを確認できるそういった仕組みになっております。

次に強度の必要な柱・梁の部分の強度を強めるといいますか、高める工法、お手元にも唯一の今日の資料といたしまして、お配りさせておるものでございます。いわゆるパネリード工法、その中にも書いておりますが、ビスを斜めにさしまして、強度を高めるというような仕組みになっております。構造材は全て応力を受ける部材であるわけでございますが、それに耐えうる断面の柱でありますとか梁としておられるところでございます。今回主な柱は、組柱を採用しているところでございまして、今回採用する組柱は、2本の木材を斜めにビス留めしまして、30センチのピッチでございますが、1本にする工法でございます。集成材のような大掛かりな設備が不要でございまして、町内の製材業者でも製造できる範疇のものにございます。なお、試験体を作成して、京都府農林水産技術センターでありますとか、京大大学生存圏研究所、京都府立大学、また設計者の協力によりまして、理論を実験で実証してお

るところでございます。この工法による施工の事例ということでございますが、今回の組柱につきましては、新しい工法でもございます。従いまして、施工事例は、現在把握していない状況でございます。組柱は、町内の製造業者でも、先ほども申しましたが、加工可能な工法でございまして、森林資源の活用の町内の循環につながるものというふうに考えております。

また、実施設計案の最新版といいますか、事業費の縮減がどのくらい見込めるのか、あるのかということでございますが、現段階の実実施設計案と申しますのは、平成31年2月15日に開催された特別委員会で配布した資料でもございますように、現在、意匠設計ですね、例えば窓枠の部分でありますとか、そういった細部の設計と合わせまして、積算業務に現在掛かっておる最中ではございまして、事業費の計算にはもう少し時間をいただかなければならない状況でございます。

また、10月からの2%消費税増税分でございますが、その分につきましては、現在の設計の金額には反映されていないというところでございます。

答弁漏れがあるかもしれませんが、以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 質問したことでちょっと違う回答というんですか、私は具体的に今回の対象になる6,207本の伐採・出材費用はどれくらいになるのかどうかということがお聞きしたいです。また、その算出根拠っていうのが、今、森林組合とうんぬんということでしたけれども、業者を森林組合にさせていただいたら、自分ところで作った費用で検討することになるとほんまに客観的な町民が納得できる妥当額かどうかっていうのには、疑問を感じますが、もう一度、具体的に6,207本の伐採・搬出費用はいくらになるのかどうか、また、その金額が妥当だとおっしゃる妥当性を検討されたことをお聞きしたい。立証していただきたいとこのように思います。それから6,207本を、今聞きますと企業体には1,200万円で売ったということになると思うんですが、これは非常に少ないと思うんですが、本当にこうなんですかね。6,000本を1,200万円という1本なんぼになるんですか。500円までの金額になるんじゃないかと思うんですが、ちょっとその点、ちょっとおかしいとこのように思います。思うというか、もう一度、正確なというか納得できる数字を教えてくださいと思います。それからお聞きしていた育林費用っていうのが回答がございましたが、林野庁の関係の資料でしますと1本あたりの金額は出ていないんですが、やはり1本あたり400～500円、60年もんでかかるようです。6,000本っていうことになりますと育林費用というのが約3,000万円あまり掛かっているというものです。こ

の分もそれがタダになるっていうか一銭にもならないという状態です。そういうことでありますから、今、申し上げた伐採費用と売上代金との差額とこの分を考えたら、少なくとも5,000万円以上の金額になると思うんですが、これを活用した林業施策をした方が、有効でないかということをもう一度お聞きしておきたいです。一般の林業家が、今伐採して損をするようなことをされるかどうかということをお聞きを私に疑問に思っています。これも林野庁の資料によりますとやはり伐採費用の方が代金の売り上げよりは1割ほど少なくなるというのが全国的な資料のようでございます。そのへんこともお聞きをしておきたいと思っております。それから、契約の妥当性ですけれども、船井郡の業者の3名の見積を取って、一番低いのにしたということで、これもこの前と全く同じ回答なんですけど、例えばですね、企業の秘密とこうおっしゃいますけども、その辺のことは何も黒塗りにしてね、出していただいて、金額だけわかればええわけですから、そういう形で資料を出すのが、本当は議会に対する誠意やと思うんですけども、議会軽視の一つでないかなというように、この前と全く同じ回答されるというのは、この前も指摘しておきましたけども、それが何も改善されてないというのは、非常に残念なことでありますし、ここにおられる議員の方々が、そのことをどのようにとられるのか私は疑問に思っています。それから、いわゆる原案っていうのですか、今、検討されていることがありきで、こういう用材を確保しておられるということになりますと、もしも変更になったり、または極端のことを言えば取り止めになったら、今回1億1,300万円と前にも3,000万円あまり買ってますね、その分が全く無駄になるわけですけども、それは無駄にならずに、一般の市場で適正な価格で売買されるのかどうか、いわゆる市場性があるのかどうかもう一度確認しておきたいと思っております。それから今の説明によりますと、企業体は、JAS、JISの認定工場でないということですが、そういう認定工場でないのを使用して、庁舎を建てるということには、私は大きな問題があると思っておりますが、その点どのようにお考えなのかお聞きをしておきたいと思っております。それから、広範囲の空間を必要とする特殊な工法だったと思っておりますということで、そうだと回答だったんですが、その工法の施工実績がないというのを、今回、新庁舎にするっていうことは、非常に良いことやとて言えば、冒険的で良いことやとて言えばそれまでですけども、予算の30%以上を投入するような大企業にね、実績のないような工法で新庁舎をされるということは、これは理事者側の責任もそうですし、そういうことを認めた議会の責任というのもありますのでね、やはり少なくともたくさんなくてもいいから、例えばすでに30年ほど前から、そのことでやっている庁舎なり、そういう施設があるということがないのを本当にやられていいのかどうか、私はそんな冒険はすべきでないというように思うんですが、その辺の感覚をお聞きしたい。このように

思います。それから、町長の話では、今の29億5,000万円っていうのが、縮小、いわゆる身の丈にあった金額まで下げた金額だということは、この金額が決定した総事業費だというように理解したらいいのかどうかお聞きをしておきたいと思います。消費税が入ってないということになりますと、29億5,000万円でも、やっぱり2%増えるということは、6,000万円弱、これに増えることになりますから、30億円を超えるということになるんですが、それが縮小された身の丈にあった工事費だと理解したらいいのかどうかということをお聞きしたい。もしもそうであれば、時間を掛けて検討する必要なしに当初の計画をそのまま契約にして、予算化されて、平成31年度の予算に債務負担行為で、15億2,000万円も入れるというようなことじゃなしに、新庁舎建設費として、10億円あまりと違って、30億円あまりを入れて、予算案を立てておくというのが本来だと思うんですが、その辺の予算編成の見解もお聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、最後におっしゃいました予算の関係でありますけども、これは現在のところ、基本設計をして、実施設計をしっかりと今、検討をしていただいている状況でございます。そういう中で、当初の計画は35億円であったわけですが、そこから事務所の面積の縮小等を図って、29億5,000万円という数字が出てきたわけですが、これは最終的な数字と申し上げているわけではありませんで、ここから、実施設計段階で、さらにどこまで削減ができるかということで、今、検討を進めているところであります。それから森林活用の問題でありますけども、確かに、議員がおっしゃるようなコストの問題というのがあります。コストの問題によって、伐採と売却のコストが合わないから、森林活用が進んでないんで、森林が荒廃してきている問題があって、森林の分野で、今言われていますのは、切って、使って、また植えるというのが、キーワードでありますんで、それが進むように、なかなか民間の経済ベースでは進まないところもありますけれども、町有林でありますので、また、京丹波町は、林業のまちでもありますので、そういう形で積極的にその活用をすることによって、循環可能な工法で庁舎を建設していくというところに、意義があるというふうに考えておるところでございます。そういったところで、育林費用も含めますとそれは大きな金額になると思いますけども、そういう観点でなしに、森林活用の観点から考えておるということでご理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） まず、農林振興課の方で、町有林を伐採しました収支の実績ですけれども、先ほど総務課長からも詳細がありましたが、その補足的なことということで

答弁をさせていただきたいと思っております。まず、安栖里鐘打です、平成30年度、4.3ヘクタールの杉、約63年生。

(「そんなこと聞いているのとは違う」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今、6,207本の木材の調達費ということでございますが、それにつきましては、全体で予算化しておりますので、不明ということでございます。うちが設計書に上げております額といたしましては、8,997万9,000円でございます。以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 暫時休憩します。10時35分まで。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長澤総務課長

○総務課長（長澤 誠君） 失礼しました。6,207本でございます。これにつきましては、資料の方でもお示しさせていただいておりますが、原木というような表現をしております、まぎらわしい表現となっております。これにつきましては、製品の調達ということでございまして、あくまで6,207本の製材をですね、調達するというところでございまして、原木が、例えば何千本あったか、詳細につきましては把握しきれないというところがございます。原木1本で、製品1つというような製材ができるということも限りませんので、その辺りも含めまして、いわゆる6,207本はあくまで、製品の本数であるというふうに理解させていただきたいと思っております。また、JAS規格の件でございますが、これも先ほどご説明させていただきましたが、わかりにくかったかもしれません。3社の中でJASの認定を受けていらっしゃらなくても、JAS規格をお持ちのところに、JAS規格に合うような製品の仕上がりをしていただきまして、それにJAS規格のシールなり、刻印を押しいただくというような、こういった流れになります。また、2%の増税分が設計書に反映うんぬんということでございます。総額が29億5,000万円ということで、今見込んでおりますので、逆にその額に合うような設計を考えながら、内容も設計の方をさせていただいておるといふようなところでございます。また、伐採した原木の売却先でございますが、るる申し上げたところでございます。これにつきましては、言葉足らずでしたが、平成30年度の売却の実績であるということをご理解いただけたらと思っております。以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど、答弁が漏れましたので、工法の関係につきまして答弁をさせていただきたいと思います。確かに、この組柱でやるという工法については、過去の実績がない。今回、うちの庁舎で新たに出てきた工法であります。強度等のそういった問題がないように京都大学、京都府立大学等で実証実験もしてもらいながら、確認いただいております。ところでありますけれども、町内産の木材を有効に活用する、また、低コストで活用するというところでいろいろと設計事務所等との協議をする中で、こういった提案があつて、採用させていただくものでありますので、当然その実績はないわけでありましてけれども、実証実験等のしっかりと問題がないように確認をしながら、採用をさせてもらったというようなところであります。今後の町有林を、町内産の木材を活用した公共建築の建設のモデル的なケースになるのではないかなというふうな期待もしております。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほども答弁させてもらいまして、繰り返しになるかと思うのですが、製品単価の根拠に関しましては、府内3業者から見積をいただきまして、最低価格を採用しています。また、京都府木材組合連合会の公表価格、ホームページの公表価格と比較しまして、採用価格が低いということも確認しております。以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 質問していることについて、ちょっと私の質問が悪いのかもしれませんが、理解をしていただけないのが非常に残念です。議運で前もって、9項目の資料の添付をお願いしているわけですから、それをしていただければ、こんな問題は起きなかったと思います。私が今回の随意契約で、この前も一緒ですけども、一番問題に思ったのは、随意契約やから共同体の方が、非常に高価な金額で契約をされているのかどうかということ、業者の方の信用性というのですか、プライドの問題もありますので、聞いているのでありまして、前のときもちゃんと答えてもらえれば、それほど極端に高い金額じゃないと。今回もこれ数量をちょっと間違っておるかもわかりませんが、売却先では企業体へ1,200万円で売ったということになってまして、これを6,000本ということで勘定しますと、1本、私先ほど500円と申し上げたのが間違ってますと、2,000円になると思うんです。今回、原木の調達費用というのが、9,000万円です。6,000本で割りますと、1万5,000円でして、他町のですけれども製材業者の方に聞いてますと、だいたい市場で買った1本の原木を加工すると、大体10倍前後で売却しているのが製材業者ですと。加工賃ですとこうおっしゃっています。その損保から言いますと2,000円で買ったのを1万5,

000円で売ってもらってるっていうのは、極端に言うたら、本当に安い方、安い方にしたということが立証できるように、極端に言うたら、高いない値段で契約ができてるわけですから、このJV、企業体の方は、非常に京丹波町のために努力をしていただいているという実績ですからね、変に隠してって言うか、変にその回答をあやふやにされるのが、私はそういう誠意をもって、契約していただいている方に対する、非常に申し訳ないことになると思いますので、今後は言った資料は、やっぱり口頭だけでなしに、文書で出していただくように反省をしていただきたい。このように思います。私が一番疑問に思いましたのが、随意契約だから、その価格が妥当かどうかですけども、今聞いたのを逆算していきますと、妥当な金額になるというように理解しています。それから今後ですけども、企業秘密ということで、資料提供を出さないということになってますけど。例えば、連合会のホームページのうちのは、公開されてるわけでしょう。だから、そこに単価が出ているんやったら、その単価でも出せるわけですし。業者から見積した3社見積も、業者名等を消せばね、黒塗りにすれば、何も問題ないわけですから、そういうぐあいに、もう少し議会で、審議がしやすいようにね、協力をしていただくというか、そういう姿勢でこれからの議案は提出していただきたいとこのように思います。それから、JIS規格とかJAS規格は、外注するということですけども、本当に外注で大丈夫なのかなというように思います。それと、先ほど町長も答弁していただきましたけども、この特殊な工法を京丹波町でやったことによって、いわゆる国産材の有効活用のひとつのいわゆる開拓者になりたいということのようですけども、私はあまりにもそれにしても予算の30%前後を使う事業ということからすれば、非常に危険なことでありますので、いわゆるペーパー上でね、検査をしたとか、どこで検査をしたとか、京都大学でしてもうた、どこでしてもうたっていうのは、あくまでもペーパー上でして、実績として本当に強度が保たれるのかどうか、また、その耐用年数も木材の場合ですと30年ですけども、30年以上持つのかどうかというようなことは非常に疑問に思います。やはり、町民の大事な財産を、それも予算の30%使うわけですから、慎重にやるべきであって、こういう工法はやっぱり避けるべきだとこのように思います。それからもう1点、金額の問題ですけども、確かに当初のことから思いますと4億7,000万円、減額をされてますので、減額をしたということなんですけど、今の町長の話ですと、これがだいたいここまでしたってということなんですけど、課長の話ですと、これを実際やっていく設計の中で、出来るだけ縮小したいということなんですけど、町長、腹割った話、29億5,000万円を、例えば20%の5億円前後を縮減するんやとかいうような話が、思っておられることがあれば、それをお聞きしたいとこのように思います。それから、もう一つは林業振興のことですけど

も、町長は採算的な問題だけでなしに、やっぱり木を伐って循環させることが大事だところおっしゃってまして、それは大事です。ただ、先ほどちょっと言いかけてて資料がなかったんで、抜けてましたけども、育林のね、期間を60年とか、40年というのを、80年とか、100年に延ばせばですね、いわゆる伐採費用と売却費用がチャラになったり、逆に材木代の方が高くなるということが立証済みなんです。だからこの前のときにもいいましたように、林野庁は分収造林の契約期間を、従来40年から60年だったと思うんですが、80年から100年に変更しているわけです。伐採時期が、期間が問題でして、これを100年にすれば、採算は取れて、林業家はちゃんとできる。そういう木を新庁舎に使われたらいいんであって、あえて損の出る60年を使われるということは意味がないというようにだけ申し上げておきます。何かご意見があったら聞きたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） コストの問題でありますけども、コストの問題については、29億5,000万円で最終ということではなしに、これをどこまで削減できるかということで考えているところでありますし、また、この29億5,000万円の中で、先ほど申しあげました工法によるということも集成材等を使うよりも低コストでできるというようなことで、いろんな検討を重ねた結果であります。林業の関係でありますけども、町内産の町有林にあります木材というのは60年経っておりまして、伐期を迎えておるわけですから、理屈上で100年経てばという話でありますけども、実際に切って使うということが重要でありますので、庁舎の建設というのは良い機会でありますので、町有林を伐採して積極的に活用することで、林業の循環に貢献するということでございます。以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） ちょっとわからないんでお聞きしますが、設計書の11ページですけど、ヒノキ集成とかスギ集成材とか、集成と集成材というのはどういうふうに、素人で申し訳ないですが、どういう使い分けがされてるのか。それと今、いろいろと説明を聞いている中で、組柱については、町内の加工業者でも出来るということでありました。また集成材は大掛かりなそういうものであるというふうに答弁でもされていたわけですが、この集成材を作るということについては、今回の業者でされるのかどうか、ちょっと的外れなことを聞いているかもわかりませんが、ちょっとお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 失礼しました。11ページの集成材、集成との違いでございます。使われる場所によって違ってくるものでございます。例えば、集成材、同一等級というのが

ございまして、板をですね糊付けして重ね合わせて、一本の製材にする。角柱にするという  
ようなこととございます。同一等級ということ、文字どおり同じものを、同じ等級の規格  
のものを張り合わせて、1つの柱にしていくというようなこととございますし、特殊柱で  
ございましたら、対象異等級でございまして、詳細につきましては、ご説明はちょっと今出来  
ないわけとございますが、違った等級のものを張り合わせて使っていくということで、使わ  
れる場所によって、そういったものを使い分けて、製造していくというような違いがある  
と思います。それと集成材でございまして、製作に当たりましては、なかなか町内業者の中  
で、その集成材を製造していくのは、困難でございまして、出来る製材所に発注される  
というような形になります。以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私も何点かお尋ねしておきたいと思うんですが、1点目は、今日、  
配布していただいた京丹波町新庁舎建設事業「組柱」という資料で、こういう形の組柱とい  
うことになると思うんですけど、この組柱というのは、いただいておるこの資料、木材明細  
書の中の番号も入っておるわけとございますけども、どれがこのいただいた資料の組柱とい  
うふうに見ればいいのか、お尋ねしておきたい。何本使うかということも当然あると思う  
んですけども。それから、去年の10月に提案された随意契約の木材調達と同じ業者となっ  
とるんですが、その中でいわゆる町内業者、3業者ということとなっておりますが、有限会  
社日新製材所というのは、以前も申し上げましたけども、亀岡市にあるということなんです  
けども、和知に工場というものがあるんですけども、町内業者という見解ですね。建物と土  
地の所在が、町内にあるさかいに町内業者ということの見解なのか。当然、町内の業者であ  
れば、法人税を払うとか、そこに住んでおれば住民税を払うとか、税というものが一番基本  
でありますので、そういう物を納められておるということが町内業者としての基準ではない  
かと思うんですけども、町内業者という考え方は、当然この事業だけじゃなしに、今後、い  
ろんな事業において、町内業者という問題も出てくると思うんですけども、その点ですね、  
1点、伺っておきたいというのが1つとございます。それから、先ほど村山議員の質問に対  
しての答弁でいわゆる伐採した材をですね、販売した実績の報告をしていただいたわけ  
ですが、合わせますと2, 578立米で金額が3, 113万7, 000円になるんじゃないか  
と思うんですけども。初めに説明のあった2, 590立米で、伐採費用が1, 938万4, 5  
04円というのと、搬出等の費用が910万2, 914円やということだったと思うん  
ですけども、差し引くとですね、掛かった費用と売り上げと差引きすると265万円ほどが黒字  
と、こうなるんですけど。これがいわゆる新たにですね、植栽をせんなんわけですので、そ

うというようなこれが一つモデル事業とすれば、これでできるんかどうかということになるうと思うんですけども、その辺はですね、モデル事業ということになれば、どのようにサイクル的に循環型ということになれば、植栽して、当然下刈りとか枝打ちとかいうのもあるんですけども、どのようなことでモデル事業ということに位置づけておるといことなのか、伺っておきたいというように思います。赤字であれば、林家の方がですね、そこに手出せへんっていうのは当然でありますので、一定の利益があつてこそ、モデル事業としての、町内に広げていけるとこう思うんですけども、その点についてどうなのかという点を伺っておきたいと思います。それから、提案理由にもありますように、この材の確保によつてですね、長期間要するということも説明があるんですけども、調達して製品に当然せんなんわけでございますけども、保管を当然庁舎建設まではせんなんというわけでございますが、以前お聞きしたときにはまだ決まっていないうことございましてけども、当然、昨年発注した材というのは、もう支払っておるわけでございますので、どこに保管をして、今度の材も一緒でありますけども、費用負担というのはどこがすんのかということと、それから、当然乾燥せんなんらんといことになりますので、乾燥の方法といのはどうい、人工乾燥と当然といことですが、どうい方法の乾燥といのをやられて、新庁舎に使うといことだと思ふんですけども、その点について伺っておきたいというように思います。それから、随意契約といことで、見積をですね、ちゃんと取るといことで、先ほどから、3社から取っておるといようなことございしましたが、A社、B社、C社といような形ででも、公表できないのかどうか合わせて伺っておきたいと思ふます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 資料提供させていただきました組柱の件でございます。その下の方の吹き出しのところにも書かしていただいておりますとおり、スギの120掛ける240といことございまして、何本とまでは数えていないわけでございますが、設計書の中で120掛ける240のサイズの箇所を使用されるといことございまして。外部ヒノキでありますと105掛ける210のサイズのものが、組柱として使用されるといことになります。町内業者の件でございます。こちらにつきましては、1社、ご案内のとおり、亀岡市にあるわけでございますが、製材所としまして、町内にあるといことございまして。前回の説明の方にも、そういった件につきましては、説明させていただいたかと思ふますが、今回、3業者でですね、協力して庁舎の製材を担いたいといような強い思いからですね、JVを作つていただきまして、今回の事業に参入していただいておりますといような状況でございます。また、保管場所につきましては、3業者の製材所なり、それぞれ分割して保管していただく

ということでございます。そういった意味からも町内というような保管場所もというような表現にさせていただいておるところでございます。乾燥場所につきましては、一定小規模な乾燥機械は、それぞれ業者がお持ちのところもあるんですが、大きなものにつきましては、乾燥機がございません。天然乾燥でございますと、約1年から2年くらいかかるというふうなことも聞いておりますし、一定、出来る限り乾燥した後ですね、機械乾燥、短期間で10日から2週間というような期間でございますが、機械乾燥をお持ちのところへ発注して乾燥していただくというような形になります。随意契約の件でございますが、これにつきましては、町内に原木から製材加工が出来る業者が3業者しかいないということでありまして、個々の規模が小さくてですね、リスクも分担されるということで、JVを結成していただいたと、そういったところに繋がったということでございます。そういった観点からですね、競争入札ではなくて、随意契約で今回お世話になりたいというような契約方法を取らしていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 今回の平成30年度の主伐に関しましての270万円程度の黒字がおっしゃるとおり出ています。今後、これをモデルにしていくというご質問につきましてでございますが、黒字になった要因がいろいろあるわけですけれども、地域林業アドバイザー業務ということで、これまで森林組合がされておられた作業等の総点検をしていただいて、ロス等がないかというようなことも点検していただきながら、アドバイスをさせていただいて、それを実践したりしながら、今回こういうような形での黒字ができたということでございます。場所によってはなかなか厳しいところもあるかというふうに思いますけれども、こういう黒字をしていくような一つのモデルを積み重ねていくことによりまして、個人所有の山も伐採の一番適齢期に、木を伐採して収益を上げていただくことで、そういうことを町民の皆さんにもご理解をいただいて、循環型の森林を守っていくことに繋がっていくんではないかなというふうに思っております。京丹波町もかなりの伐採期を越えている面積がかなりありますので、そういった分では、先ほど町長からもありましたように、京丹波町の材を循環型に変えていくことによって、森林を守っていくということに繋がっていきたいというふうに思っております。その面では、やっぱり黒字になるようなモデルをしっかりと作っていくことを今後も重ねていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 一つは乾燥の関係なんですが、乾燥の方法をですね、人工乾燥でいわゆる高温と言いますか、資材所で聞きますと蒸すというか、上下加熱式とか低温乾燥とか、

最近はいろいろあるようでございますけども、今回予定されておる乾燥というのはどういう方法の乾燥方法なのか。一般的には120度とか高温の乾燥というのが多いようでございますけども、その点ですね、お尋ねしておきたいのが1点でございます。それから、生産者の森づくりの意欲の拡大ということで、先ほど、伐採して販売して黒字260万円ということだけど、町長も言われているとおり、循環型ですんでね、植栽をして山にまた戻していくということにならなければ、切っただけではモデルにならへんのではないかと思うんですけども、私がお尋ねしたのは、そういうことでどうなのかと。農家や林家の方がですね、伐採して売ったと。その上がった利益で、本来は山にまた植栽をして育てていって循環していくというのがあるべき姿だと思うんですけども。伐採して裸山でおいておくかということに、雑木になるんかと、そういうことではないと思うんで、その辺の考え方ですね、やっぱり林家であれば、やっぱりその意欲っていうのは植栽して、また新たにそれを育てていくというのが、当然の考え方だと思うんですけども、そういう視点でみればどうなのかというように思うんですね。だから、費用と売り上げで黒字が出たということだけでは、このモデル事業としてですね、推奨できひんのではないかと思うんですけども。やっぱりそういうことにならなければ、裸山でいいのかどうかとこういうことになりますし、そりゃもちろん他の、材をですね、植栽というのももちろんあると思いますが、そこまで示していかと林家の方はですね、山に対してそういう取組みというのはできひんのではないかと思うんですけども、その点ですね、どうなのかというのを伺っておきたいと思います。それから先ほど、随意契約の関係で見積のことをね、業者名ではなしに、A社とかB社とかできないのかとお尋ねしたのですが、それについての答弁はなかったのもう一度伺っておきたいというように思います。それから、町内業者の位置づけの問題なんですけども、営業所とかそういうものを置けば、一応町内業者として、今後ですね、取り扱っていくとこういう考え方でいいのかどうかということと、当然、今回ですね、10月の3,300万円あまりの契約と今回1億1,300万円あまりの契約が提案されとるんですけども、合わせて1億4,700万円、1億5,000万円ぐらいの金額になるんですけども、それを出資比率で割るとですね、だいたい33%でしたら、4,862万4,000円、約5,000万円の業者にそれぞれ入るわけでございます。本来、収入があればそれに対して税を払うのが基本なんですけども、結局、日新製材の場合は、亀岡市でございますので、亀岡市の税金を納めることとこういうことになろうかと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのか、併せて見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 先ほどの言われてます、こちらの方に、京丹波町に事務所がある場合の法人・住民税の話も出ていたと思いますので、そちらの話をさせていただきます。町内に事業所があれば、法人・住民税の方は課税されますので、こちらの方に税も入ってくるということになっております。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） おっしゃるとおり循環型ですので、切って使って植えるという、そのサイクルを見出していくということに町としては思っているところであります。ただし、戦後ですね、植林された今の現状を見ますと本当に岩肌といいますか、そういうところまで全部植林をしてきた過去の経過がありますので、それをそういうところも切って、またそこに同じように植えるということになれば、またそこはそこでコストが掛かってきますので、そういうところにつきましては、自然林に戻した方が返っていいのかもしれないとも思うので、そういうことも加味しながら循環型の林業を推進していくということとでございます。個人でいいますと利益が出た分につきましては、当然財源としてですね、植林保育に活用していただくことになろうかというふうに思いますし、黒字をできるだけ出していくことがこのモデルとしての実施をしていく意味があるものというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、製品単価の件でございますが、今後におきましてわかりやすいような表現で用意させていただきたいというふうに思います。また、乾燥についてでございますが、先ほども申しましたとおり、基本的には機械による人工乾燥ということとでございます。イメージ的には、コンテナのような形の機械でございまして、品質の確保でありますとか、均一な製品ができるというようなこととでございます。乾燥の方法と言いますか、内容でございますが、詳細につきましては、現在把握していないわけとございますが、熱乾燥というような、当然形をとりまして、それ以上どういったものかということは、現在持ち合わせがございませんので、御許しいただきたいと申します。以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） すみません。確認ですけど、資料2の3ページですが、集成材について909万6,000千円と2,354万4,000円が上がっておりますが、この金額そのものが別の業者に発注されるというふうなことでよろしいですか。確認です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） これにつきましては、うちの設計額でございますので、これイコ

ール委託額、契約額という意味ではないです。この集成材につきましては、外注で発注される部分があるかと思うんですが、金額につきましては、この金額ではございませんし、それぞれの業者間での話でございますので、ここには明示されていないわけでございます。以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もちよつと確認の意味で、議案書の中の契約金額が、1億1,367万円なんですけども、これは税別なのか税が含まれたものなのか、ちよつと説明がなかったんで、その点を伺っておきたいのが1点と、それから乾燥の関係なんですけども、どういう乾燥の方法かというのははっきりしないんですけども、一般的には高温で蒸気で蒸すというような方法もあるようでございますけども。どうしても高温で乾燥するとですね、芯の部分が非常に脆くなるということも言われております。そういう面からいうと、この組柱でこういうものをこう入れるわけでございますので、非常にそういう点ではですね、しっかり確認をしていただいっておかんと、何年か経てばですね、芯がもろくなるという指摘もありますので、その点ですね、設計者がおられるわけでございますので、問題がないのかどうか、ちよつとお尋ねしておきたいというのが1点でございます。それから、1番今回の大きな、前回もですけども、いわゆる林業としてですね、森づくりの意欲の拡大とか、そういうことを言われておるわけでございますけども、今、担当課長のほうからもありましたけども、結局、今、町有林で伐採の費用とそれから材を売った利益との差が250万円あまり超えたということなんですけども、逆にですね、それぞれの林家の方、個人所有の山の場合に、搬出が非常に費用が掛かるといふところも多いわけでございます。だから、やっぱりそういう面を考えれば、当然、二の足を踏むというのですか、当然そういうこともあると思いますし、一定のその材でなければ、一定の金額で売れないわけでございますので、確かに言われるようにいろんなところに木は植えられておりますので、それが材として、本当に活用して一定の金額で売却できるのかどうかというのも、当然問われるわけでございますので、やはり町がモデル事業としてやろうとすれば、一定条件のええところでやって、費用が260万円超えちゃったと、それで植栽してどうなんねやということが、やっぱり、示されていかんとモデル事業にはならへんのではないかとそういう意味でお尋ねしたんで、そういうものをですね、示せるようにしっかりしなければですね、切って売って260万円黒字でただけではですね、これは町としての林業振興を進めていく立場ではないとこう思いますので、そういうことは今回言われているモデル事業というのは、きちつと植栽もしてこうですよということにならなければ、広がっていかないし、林業振興にならないと思うんですけども、その点につ

いてもう一度ですね、見解も伺っておきたいというように思います。それから、今後ですね、木材、町内木材の活用という問題が当然あるんですけども、今言われている認定こども園なんかはですね、木材とこういふことになっておるんですけども。これについても同じ町有林を活用的な考え方なのか、いやそれぞれの個人所有のものをやっぺいこうという考え方なのか、その辺にも繋がっていくと思うので、合わせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 林業のモデルケースという話でありますけども、今まではコストの問題で、町内産の木材があつて、伐期を迎えながら、それが全く使われてない状況があつたわけですね。それをなんとか使うようにということで、町の庁舎に使うということでもありますので、それで当然切ったところについては、植栽もしながら、循環型に戻していくというようなことでもありますので、そういう観点でまずは切つて使うということが全くコストの問題で進んでなかった。そういう意味でいろんな木造建築に対して、いろんな形で助成金なんかもついでるところでありますけども、まずはそこがしっかりと町内産の木材を使うということが一つのモデルになるというふうに思っています。もちろん植栽もしながらということでもあります。また、認定子ども園でありますけども、これも基本的には木質系で建築することを考えておりますけども、まだまだ基本設計前の段階でありますけども、大きな考え方としては、木質系で建築をできないかということで、今、基本設計を詰めておるところでございます。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 乾燥の件でございますが、先ほどお手元にお配りしております柱の図で言いますと、右下の平面図でございます。議員、ご案内のとおり、芯がというような話もあつた中で、この絵をご覧になっていただいたらわかると思うんですが、芯の部分を外して、合わせているというようなことでございます。そういった部分から強度を確保しているというような構造になってございます。それと契約金額につきましては、税込みでございます。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 私からも先ほど村山議員からありましたような資料の提出の件については、透明性の確保とか、活発な議論をやっていただく中においては、資料提出も必要だと思つていますので、配慮いただきたいというふうに述べておきたいと思つています。庁舎については、スリムな中にも機能性の高い庁舎、加えてコストをできるだけ掛けないというようなことが、私の思いでございまして、本庁舎建設につきましては、3月議会の当初予算の中

で一般会計に総額29億5,000万円ですか、これを上限としてということで計上されまして、その際、町長にお尋ねして、さらに事業費の見直しを進めるというようなご回答であったと思っております。今般、木材調達につきましては、本体の構造の骨格を成す部材の調達ということでございまして、庁舎の規模とか構造が今回で決定するという事になっていくのではないかと思っております。これは既に基本計画を見直さないというスタンスなんかというように思っとるわけですが、更にですね縮減をするということについては、やはり現状の基本計画をもう少し見直していくということにならんと縮減には繋がらないのではないかとこのように思っております。実施設計にあたって、できるだけ費用面についても見直すというふうなお考えを先ほどお示しをされたんですけども、どの部分を実施設計にあたりますと逆にかえって、事業費が上がるというケースがこれまで多いんですけども、どういった部分を下げられようとしているのか、どういうお考えなのかについて、再度、確認をしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本設計につきましては、種々検討をいただいて、当初から面積も削減をする中で、決定をしたところでありまして、これをまた再度、一から見直すというようなことについては、一日も早く建設をしないと災害対応の拠点となるところでありますので、そういう観点もございまして、基本設計をベースに修正が必要なところにしては、多少の変更はあると思っておりますけども、そういうスタンスでやっていきたいと思っておりますし、実施設計にあたっては、できるだけコスト削減に向けて、今いろいろと検討してもらっているところでありますけども、この29億5,000万円って金額自体が、一定の設計の初期の段階でありますので、その面積と坪単価等を掛けた金額ということになってますんで、実際に契約ということになれば、またその時の金額になってくるわけでありまして、できるだけ低いコストでできるような工法なり設計にしていきたいということで、今、実施設計を進めておるところでございまして。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第45号 平成31年度京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約につきまして、次の点をあげて、反対討論といたします。

1点目は、今回の契約用材に、加工材としての汎用性がないものでありまして、新庁舎専

用として作られたものであります。このことは、未だに新庁舎事業全体の事業規模を明確に公表されていないが、結果的には原案ありきで、そういうものを事前に調達するという行為はいかがなものかという点。また一方では、5月10日ワークショップを開催し、実施設計の案を検討することになっています。ワークショップでの町民の意見は、こういうことになりやすくと無視されることになります。あえて言えば、町民の意見を聴くことなく、ワークショップはただ単なる町民の意見の息抜き、エア抜き行為ということしか理解ができません。この点は1点目の問題点です。それから2点目は、今回の新庁舎事業は町の将来をするような大規模なものであります。にもかかわらず、将来の財政見通しの改善策が具体的にも示されていません。また2つ目には、木質構造にこだわったあまり、用材の加工方法や建築工法にも具体的な実績がないようなもので、やられることになります。金額的に予算の30%強を投入するような大規模に、初めてこのような施工方法を取り上げてやられるというのには、非常に私は問題があると思います。その点、1点指摘しますと、資料にいただいた組柱ですけれども、樹脂を投入して強固にするということですが、素人が考えても樹脂材の乾燥費と木材の乾燥費とは異なるわけですから、ボルトの強度は時間が経てば、乾燥していくことによって、ボルトそのものの精度が本当にあるのかどうかと、いつまで維持できるのかどうかというのは、素人でも疑問に思うようなことです。また、工法につきましても、その実績はないってことは、少なくとも30年以上はランニングコストも含めて、修理等をせなくてはならない工法でやるべきなのに、このように初めてで先駆者になるという考え方は非常にいいかもわかりませんが、町民にとってみて、そのことは将来、非常に大きな負担になることは考えるべきであって、こういう冒険はすべきでない。その契約に用材を契約することは、問題があるというように思います。それからもう1点、契約とは関係ないんですが、先ほど町長の答弁で、伐採期を60年で行うということですが、それが伐採期であったり、適齢期であるということですが、これは私が申し上げた80年から100年というのは、想定にすぎんとかうおっしゃってますけれども、そうでなしに、林野庁が行ってました分収林は、既に当初40年から60年ぐらいのものを、80年から100年に契約変更しております。私とこの安井生産森林組合もそれに応じました。ですので、町長のおっしゃる60年が適齢期だということにこだわっておられるのは、現状の林野庁が示していることからもおかしいのであって、想定でもなんでもない。町長がある意味では、失礼な言い方かも知れませんが、現状に合わせた認識不足にあるんじゃないかということは指摘をしておきたいとこのように思います。もう一つは、直接関係があってないんですが、いわゆる乾燥工場ですけれども、JIS規格

に認定した工場は、南丹市と宇治市ですか、にあるということですが、たぶん南丹市にある製材業者は京丹波町にも工場を持っている業者であるこのように思います。ですので、当初から始まったこの行為そのものにかなり木造、木質で建築物を建てるということが、もうひとつの目標になってまして、そのことに言い訳をつけて、事業を進めておられるということは否めないと思います。ですので、私は今回の契約につきましては、業者の方には誠に申し訳ないと思います。反対をすることは。先ほど申し上げたように誠意のある価格で契約をしていただいているんですから。しかし、理事者側としてあまりにもこのことについての認識不足でこんな状態で新庁舎の建設をやっていただいたら、町民は非常に困ることになるとその点を指摘して、私の反対討論といたします。以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております、議案第45号 平成31年度京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について、反対の立場から討論を行います。

提案の理由は、平成30年10月24日開催の第3回臨時会で新庁舎整備事業として木材調達契約議案が提案されましたが、その時の提案理由は、新庁舎建設の構造を木造と鉄筋コンクリート造の複合構造としており、木材の調達には、原木の切り出しから伐採、仕入れ、加工など複数の工程があり、長期間を要することから木材調達を先行して行うもの。また、新庁舎整備事業を契機として、町内産木材活用モデルとして、生産者等の森づくり意欲の拡大、森林林業分野の担い手の育成と技術継承を高めることを目的として、製材業者としてのノウハウをもつ町内3業者で構成された共同企業体と随意契約を締結するものと同じであります。新庁舎建設は、10年、20年後の京丹波町のまちづくりはもちろん、50年先も見通して考えることは言うまでもありません。特に全国的でも人口減少による消滅自治体が生まれることさえ、言われてる中で、新庁舎建設は、人口規模や財政規模に見合った新庁舎にすべきであります。町長選挙で町民が示したのは、新庁舎建設は京丹波町の財政規模などに見合った、身の丈にあった新庁舎にすべきであるということでありました。提案されている木材調達の方法は、随意契約方式です。町民の多額の血税を投入する新庁舎建設事業は、町内産木材を使用すること、生産者等の森づくり意欲の拡大、林業の担い手育成と技術継承を図るとしてはありますが、新庁舎で使う木材は、町有林で、町内の林家等生産者の森づくり意欲はどのように生まれてくるのか具体的に明らかにすべきであります。具体的な提案や今後の見通しは見えてきません。結果として、一部の特定の業者

に利便を図ることになってしまいます。新庁舎建設は大事業であり、公共事業です。当然、一般競争入札とすべきであります。また、木材の調達には、原木の切り出しから伐採、仕入れ、加工など複数の工程があり、長期間要することも留意しておりますが、第三者からの見積も公表しないなど不明瞭であります。A社、B社、C社などで当然公表すべきであります。町長の公約である行政の公正、透明化の徹底とも相反する対応です。これでは町民は納得できません。町長は公約を守るべきであります。また、平成31年度基本方針の町行政の公正化は、言葉だけになっていきます。もっと情報公開を徹底すべきであります。特に、町の財政状況の見通しが、危機的な状況にある中で、新庁舎建設は必要最小限の規模と予算額で建築するのには、どんな方法があるのか、鉄筋を主体とするのか、鉄筋コンクリートなどはどうなのかなど町民にもっと情報が届くよう、積極的な情報発信を行う姿勢が求められています。そして、交流ラウンジなど旧町ごとに設けることや大会議室は、中央公民館の改築見通しと合わせて、考えるべきであります。若者定住や子育て支援のまちづくりからも図書館は新庁舎内に設置できないかなど、もっと見直しが必要なことは、明らかであります。木材調達契約の提案は、新庁舎建設は、基本設計どおりに進めていき、結果として既成事実が積み上げられ、事業費総額の29億5,000万円までの事業を行うやり方で、結果として事業費や各経費の節減や削減、見直しなども不十分であいまいになり、周辺整備も含めると費用が大幅に膨らんでいくこととなります。新庁舎建設は、京丹波町の今後の財政見通しや人口見通しなどを踏まえて、身の丈にあった新庁舎の規模と事業費で建設するというのを改めて求めるものであります。新庁舎建設の総事業費は、15億円以内と決めて、取り組むべきではありませんか。京丹波町では、合併後、周辺部を中心に人口減少と高齢化で集落の維持ですら難しくなっているとの悲痛な声も出されてきています。更に農協が、和知と瑞穂の支店の生産課をなくして、丹波支店に集約しました。しかも通知は紙切れ一枚の機構改革の変更のお知らせで、一方的なやりかたです。これでは、周辺部も更に疲弊していくのはあきらかであります。地方自治体として、周辺部に住む住民が安心して暮らせる町政運用を徹底する基本にして、新庁舎建設に取り組むべきであることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） これ以て討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

議案第45号 平成31年度京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(少数 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手少数であります。

よって、議案第45号は否決されました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成31年第2回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

なお、このあと午前11時45分から全員協議会が開催されます。委員の皆様にはご苦勞様ですが、引き続き、この場にてよろしく願いたします。

本日は大変ご苦勞様でございました。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 隅山 卓夫

〃 署名議員 森田 幸子